

○天理市子ども医療費助成条例

昭和48年10月1日条例第33号

改正

昭和57年12月24日条例第17号

昭和60年3月30日条例第6号

昭和61年6月27日条例第17号

平成6年9月26日条例第15号

平成8年12月20日条例第16号

平成10年3月27日条例第10号

平成12年12月25日条例第40号

平成14年9月30日条例第27号

平成16年6月28日条例第15号

平成17年3月28日条例第8号

平成19年3月20日条例第10号

平成24年3月30日条例第10号

平成26年3月27日条例第10号

平成28年3月24日条例第17号

天理市子ども医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「子ども」とは、天理市内に住所を有する者であつて、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

2 この条例において「乳幼児」とは、子どものうち、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「就学児」とは、子どものうち、乳幼児以外の者をいう。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもを主として養育している者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属するものを除く。）とする。

（助成の範囲）

第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 市長が別に規則で定める額

（証明書の交付等）

第4条 市長は、子どもの医療費の助成を受けようとする対象者に対し、規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児又は就学児であることを示す証明書を交付するものとする。

2 前項の証明書の交付を受けた対象者は、当該証明書を市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等において子どもが医療を受ける際に提示しなければならない。

（届出）

第5条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、当該貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第7条の3 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行し、同日以後に受けた乳児の医療に係る医療費について適用する。

附 則（昭和57年12月24日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(天理市老人医療費助成条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の天理市老人医療費助成条例等の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第6号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の天理市老人医療費助成条例等（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の天理市老人医療費助成条例等の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則 (昭和61年6月27日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）天理市乳児医療費助成条例（以下これらを「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療による医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の（中略）天理市乳児医療助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則 (平成6年9月26日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- (適用区分)
2 （前略）第2条の規定による改正後の天理市乳児医療費助成条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月20日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- (経過措置)
2 改正後の天理市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し（中略）、第2条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例（中略）の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成12年12月25日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 第1条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月28日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 （前略）第2条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従

前の例による。

附 則（平成19年3月20日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第10号）

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。